平成２７年（再ロ）第４０号

大阪府四條畷市田原台７丁目２番２―204号

再生債務者　秋口　和弥

1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月16日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月19日から平成27年12月３日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第２号

愛媛県四国中央市川之江町余木665番地２

再生債務者　上野　友美

1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月16日まで

4　一般異議申述期間　平成27年11月24日から平成27年12月４日まで

松山地方裁判所西条支部

平成２７年（再ロ）第１０００９号

東京都国立市西２丁目15番地の24サンシャレー国立202

再生債務者　堤　　隆弘

1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年11月17日まで

4　一般異議申述期間　平成27年12月１日から平成27年12月22日まで

東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第２号

川崎市多摩区生田３丁目18番１―505号

再生債務者　土屋　雅康

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年９月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年11月６日まで

平成27年10月16日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（再ロ）第１００００６号

東京都八王子市小比企町536番地20

再生債務者　中島　克之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年11月10日まで

平成27年10月20日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第３２号

大阪府吹田市山田東３丁目23番７―710号

再生債務者　大津　雅範

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年11月16日まで

平成27年10月19日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２７年（再ロ）第１号

静岡県浜松市北区細江町気賀8231番地の１

再生債務者　加藤みゆき

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成27年８月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条２項１号に定める事由がある。

平成27年10月20日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１７年（再ロ）第３号

福島県河沼郡会津坂下町大字長井字横岩4609番地82

再生債務者　渡部　　勉

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成17年６月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年10月20日

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

防衛省共済組合定款の一部変更について

定款第３号

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 27 年９月 30 日

防衛省共済組合代表者
防衛大臣　中谷　　元

第16条を次のように改める。

（組合員の種別）

第16条　組合員は、次のように区分する。

⑴　長期組合員は、次号から第５号までに掲げる組合員以外の組合員

⑵　自衛官等組合員は、前条第１号に掲げる組合員のうち自衛官、自衛官候補生並びに防衛大学校の学生、防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒である組合員

⑶　短期組合員は、法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員

⑷　継続長期組合員は、法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

⑸　任意継続組合員は、法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

2　長期組合員及び自衛官等組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第18条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第19条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。

第27条第１項中「第１号の２及び第４号並びに第６項」を「第２号及び第４号並びに第７項」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第６項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。

附則第３条第１項及び第５条中「第52条」を「第51条」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月１日から施行する。

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び改正前確定給付企業年金法施行令（公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第３項によりなお効力を有するものとされた、同政令第２条第９号に規定する改正前確定給付企業年金法施行令をいう。）第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　東京都電機企業年金基金

２．事務所の所在地　東京都文京区湯島三丁目15番５号

３．理事長の氏名及び住所　高橋　　誠　東京都文京区湯島三丁目15番５号

４．実施事業所の名称及び所在地　秋葉無線電機株式会社　東京都千代田区、朝日電機商事株式会社　東京都千代田区、株式会社朝日熱学　東京都港区、株式会社岩田エレクトリック　東京都台東区、株式会社小柳出電気商会　東京都文京区、株式会社オノデン　東京都千代田区、角田無線電機株式会社　東京都千代田区、株式会社カクタ　東京都千代田区、三和電気計器株式会社　東京都千代田区、株式会社三誠　東京都文京区、志村無線電機株式会社　東京都千代田区、スズデン株式会社　東京都文京区、大和無線電機株式会社　東京都文京区、大洋電子部品株式会社　東京都稲城市、千代田電子機器株式会社　東京都千代田区、東通無線電機株式会社　東京都千代田区、富久無線電機株式会社　東京都文京区、東京都電機健康保険組合　東京都文京区、東京船舶電機株式会社　東京都千代田区、東洋電球株式会社　東京都千代田区、松本電機工業株式会社　東京都千代田区、ミツワ電気照明株式会社　東京都千代田区、株式会社八木電器商会　東京都千代田区、吉葉無線電機株式会社　東京都千代田区、横川電機株式会社　東京都千代田区、有限会社喜世司電気商会　東